

各小・中学校長 様

都城市教育委員会学校教育課長

今後における児童生徒及び教職員の県外への往来について

標記につきまして、令和2年11月20日事務連絡にて周知しておりましたが、今後につきましては、進級・進学等のやむを得ない事情により、児童生徒及び教職員が県外に往来する機会が増加することなどから、以下のように変更しましたので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 県外への往来について

変更前	変更後
国の緊急事態宣言により指定された都道府県に滞在した場合には、帰郷後2週間程度を、児童生徒の場合は「出席停止」とし、教職員の場合は「特別休暇（自宅待機）」とする。	特別措置法に基づく「緊急事態宣言」により、対象地域として指定された都道府県に公私関わらず滞在した場合には、 帰宅した日から数日間は健康観察に留意し、体調に不安がある場合には医療機関に相談 すること。（令和3年1月8日付け教職員課発103-2253） については、 登校及び出勤可 となる。

2. その他

- 緊急事態宣言により対象地域として指定された都道府県に滞在した児童生徒の保護者から、登校の可否について相談があった際は、保護者の不安な心情に十分配慮した対応を行うこと。
なお、欠席する場合には、「出席停止」扱いとする。
- 部活動については、別途通知する。
- 本事務連絡の内容については、必ず保護者へも周知すること。